

令和5年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和5年9月 8日 午前10：00

○散 会 午後 1：52

○出席議員（17名）

1 番 菅 原 理 恵 子	2 番 鈴 木 壮 二	4 番 戸 田 俊 樹
5 番 佐 藤 義 久	6 番 澤 井 昭 二 郎	7 番 堀 井 克 見
8 番 藤 原 典 男	9 番 中 川 光 博	10 番 鈴 木 司
11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人	13 番 西 村 武
14 番 鏡 仁 志	15 番 菅 原 龍 太 郎	16 番 伊 勢 潤
17 番 佐 藤 敏 雄	18 番 小 林 悟	

○欠席議員（1名）

3 番 藤 原 仁 美

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 櫻 庭 仁
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 涉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
子育て応援課長 伊 藤 佐 和 子	上下水道課長 渋谷 比奈子
教育総務課長 斉 藤 栄 子	文化スポーツ課長 石 井 幸 子
選挙管理委員会監査委員事務局長 鈴 木 千 秋	代表監査委員 渡 邊 晋 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 宮 崎 久 春	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

令和5年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和5年9月8日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員長[視察研修報告]）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 6号 令和4年度潟上市健全化判断比率等について
- 日程第 6 報告第 7号 令和4年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第 7 議案第49号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第50号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第51号 潟上市B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第52号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第53号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第54号 令和4年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第13 議案第55号 令和5年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について
- 日程第14 議案第56号 令和5年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第15 議案第57号 令和5年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第16 議案第58号 令和5年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 1 7 議案第 5 9 号 令和 5 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（案）について
- 日程第 1 8 議案第 6 0 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）
について
- 日程第 1 9 議案第 6 1 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
（案）について
- 日程第 2 0 認定第 1 号 令和 4 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 2 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 2 2 認定第 3 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 3 認定第 4 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 4 認定第 5 号 令和 4 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 2 5 認定第 6 号 令和 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 6 認定第 7 号 令和 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 7 認定第 8 号 令和 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 2 8 認定第 9 号 令和 4 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 1 0 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 0 令和 4 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水
道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 3 1 予算決算特別委員会の設置について
- 日程第 3 2 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 3 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、3番藤原仁美議員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番中川光博議員、10番鈴木 司議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの22日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（小林 悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、9月1日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からは説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催をしております。

9月6日には、一般質問の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について皆様に申し上げます。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に、予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定であります。その後、19日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査をする予定であります。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算決算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算決算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催をし、当局の説明員については本会議と同様の取扱いとなりますので、宜しくお願いいたします。

次に、議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については、5名の通告者がありました。

抽選の結果、9月14日、木曜日ではありますが、1番目に1番菅原理恵子議員、2番目に3番藤原仁美議員、3番目に10番鈴木 司議員、9月15日、金曜日の1番目に5番佐藤義久議員、2番目に8番藤原典男議員となりましたので、宜しくお願いいたします。

次に、常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月19日火曜日でありますけれども、特別委員会全体会終了後からの開会となりますので宜しくお願いいたします。

以上申し上げます、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【各常任委員長視察研修報告】

○議長（小林 悟） 次に、各常任委員会から視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容について簡潔に、発言席において報告をお願いいたします。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番鑑総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鑑 仁志） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の行政視察研修の報告をさせていただきます。

1. 研修年月日 令和5年7月26日、27日、28日
2. 視察研修先 愛知県小牧市、岐阜県岐阜市
3. 研修委員 藤原仁美、鈴木 司、鑑 仁志、菅原龍太郎
4. 随員職員 議会事務局長 宮崎久春でございます。

愛知県小牧市。

市の概要について申し上げます。

愛知県小牧市は、昭和30年に小牧町、味岡村、篠岡村の3町村が合併して誕生し、人口が3万2,000人となり、その後、昭和38年に北里村と合併し、現在の人口の規模となりました。名古屋市の北方約15キロメートル、濃尾平野のほぼ中央に位置し、面積は62.81平方キロメートル、人口は15万101人。

名神高速道路、東名高速道路、中央自動車道の結節点、また、県営名古屋空港を有するという立地条件にも恵まれ、陸上交通要衝都市の性格を有する内陸工業都市へと発展した中核市です。

研修テーマ

「学校教育ICT推進計画に基づいた環境整備等の取組みについて」

研修内容

本年5月現在の小牧市の小・中学校数は、小学校16校、中学校9校となっております。

平成22年に電子黒板を、平成24年には指導者用デジタル教科書を導入。平成30年には「学校教育ICT推進計画」を策定し、「時代を切り拓くこども」の育成を目指すと、市が目指す姿を提示しています。

令和元年に開始された、国のGIGAスクール構想を踏まえ、令和2年11月に全中学校で、令和3年1月に全小学校においてタブレット端末を活用した授業を始め、第2次学校教育ICT推進計画においては、ICT先進校として小学校2校、中学校2校をパイオニア校に指定しています。また、非常時における学習保障等を追加しています。

ICTの環境整備については、児童・生徒用に1万2,000台の端末を整備しているとのことで、10ギガ通信を可能とする校内LANケーブルに更新し、各学校に光回線を接続して直接インターネットを利用できるよう通信環境を強化したとの説明がありました。

また、端末の耐用年数が四、五年程度であるため、更新時の費用をどのようにして捻出するかが課題となるとのことでありました。

ICT機器の活用にあたっての重点事項として、「情報モラルの育成」、「クラウドサービスの利用を前提としたICTの環境整備」、「非常時・緊急時におけるICTの活用」に配慮しているとのことでありました。

次に、岐阜県岐阜市です。

市の概要について申し上げます。

日本の中央に位置する岐阜市は、岐阜県の県庁所在地で市内の中心部を日本三大清流の一つである長良川が流れ、緑豊かな金華山がそびえる自然にあふれた街で、1300年の歴史を誇る長良川鵜飼いや織田信長ゆかりの岐阜城など、歴史の街としても知られています。

南部は岐阜の大動脈でもある国道21号が東西を貫いており、北部は濃尾平野の北端で標高の低い山が点在し、山を切り開いた団地が数多く見られ各種スポーツ施設、公共施設、大型商業施設が立地しています。人口は401,245人、面積は203.60平方キロメートルで、岐阜県内では最も人口が多い都市となっており、中核都市に指定されています。

研修テーマ

スマートシティぎふ推進プロジェクトについて。

みんなの森ぎふメディアコスモスについて。

研修内容

1) スマートシティぎふ推進プロジェクトについて。

岐阜市では、人口減少や少子高齢化社会が進む中、持続可能なまちづくりを実現するため、「誰もが健康で自分らしく活躍できるまち」の理念の下、健康寿命を延伸し、生涯にわたり生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、「スマートシティぎふ推進プロジェクト」を作成し、この計画に基づき、新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメントの高度化等により地域が抱える諸問題の解決を行い、新たな価値を創出し、持続可能な都市や地域づくりを目指しています。

各施策を着実に推進するために、官・民・関係企業の参加による共同事業体を設け、必要な事業などについて協議、検討を行うことで、スマートシティの事業内容やビジネスモデル構築を持続的に深化させており、このような考え方は、本市においても参考になるものと考えます。

2) みんなの森ぎふメディアコスモスについて。

みんなの森ぎふメディアコスモスは、中央図書館、市民活動交流センター、展示ギャラリーの3つの機能を持つ複合施設であり、全館コンセプトは、屋根のついた公園のような多様で居心地の良い場所、人が集い、憩い、豊かな対話が始まる子どもたちを育む空間です。

平成16年の岐阜大医学部・附属病院の移転に伴い、その跡地利用と中心市街地の活性化に資することを目的として平成27年7月18日開館しています。

施設の整備に当たっては、市民意見の募集から始まり、基本構想（案）を作成し、パブリックコメントを実施しています。また、施設の基本設計（案）を公表して市民の意見を募集し設計シンポジウムを開催するなど、積極的に市民の意見を取り入れて進められてまいりました。

来館者数は平成28年度から毎年約120万前後で推移しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により一旦落ち込んだものの、令和4年度実績で約117万人まで回復してきたとの説明がありました。

このような公共施設の整備の進め方は、本市においても参考になるものと考えます。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） おはようございます。

令和5年度社会厚生常任委員会行政視察研修の報告をいたします。

1. 研修年月日 令和5年7月12日、13日、14日
2. 視察研修先 奈良県宇陀市、桜井市、葛城市
3. 研修委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男
4. 随行職員は議会事務局次長の澁谷職員をお願いしております。

奈良県宇陀市についての市の概要ですが、本市と違い、広大な面積です。市の面積は247.5平方キロ、人口は2万7,426人、高齢化率は43.7パーセントとなっております。

研修テーマですが、「健康寿命を延ばすために」動く診療所～地域に愛される移動診療車の導入についてです。

研修内容ですが、宇陀市では、開業医の閉鎖や開業医の高齢化・後継者不足、サービスを提供する従事者の減少、また、遠い宇陀市立病院への通院が困難な地域の人々のために、医療の空白地帯解消と頼りになる地域医療を目指し、議会での議論の下、宇陀市立病院との連携で移動診療車を購入し、地域医療に貢献している様子を研修しました。

診療移動車には、超音波診断装置、モニター付き除細動器、迅速血液検査機、自動尿分析装置、X線撮影装置、体組成計の各検査機器を搭載し、各集会所や交流センターなどを定期的に巡回して、国保特定健診、後期高齢者健診一般、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診のほかに一般内科や創傷処置、整形や泌尿器科、皮膚科などの幅広い診療を行って地域医療に貢献しているものです。また、処方箋を調剤薬局から受け取るのが困難な方には配達もしております。

この診療移動車の購入については、令和3年6月定例議会に予算計上し、財源は一般財源のほか、企業版ふるさと納税、合併特例債などで総額9,167万1,000円。年間の費用は人件費、委託料、通信費、燃料費などで2,250万円ほどかかっております。

移動診療車導入は全国で初の取組みであり、今後の医療空白地域の解消に向けてさらに期待できるものと思います。

次に、奈良県桜井市についてです。

面積は98.91平方キロメートル、コンパクトな市です。人口は5万5,135人、高齢化率は31.9パーセントです。

研修テーマ、地域の支え合い活動の推進（高齢者の自立支援促進事業）について。

研修内容。桜井市では全国的な少子高齢化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯、要支援・要介護認定者が増加し、介護の担い手となる世代の減少や介護人材の不足が今後予想されます。そのため、誰もが住み慣れた地域で、これから先も安心して暮らし続けられるように「地域の支え合いの仕組みづくりを進める事業」を実施しており、その内容と活動について研修しました。

桜井市は市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の話し合いの場である「協議体」を立ち上げ、高齢者が安心して暮らせるよう「生活支援コーディネーター」を市内4中学校区にそれぞれ配置しています。生活支援コーディネーターは「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、地域に不足するサービスの創出のために、地域のニーズや困り事を

把握して、サービスの担い手の育成のために働きかけ、担い手として活動する場の確保や、ネットワーク構築のための関係者間の情報共有、サービス提供主体間の体制づくりなどの連絡協議会を設置して、困っている人に適切に支援が届くような体制づくりを目指して活動しています。

具体的な取組として、地域包括支援センター広報誌の発行、デイサービスの実施は3か月間週2回での交流会（介護サービスとは別のアンケートに基づく無料での実施）、通所サービスでのDVDによる70カ所での「いきいき百歳体操」、認知症啓発としてマルシェやカフェ、交通機関を利用したお買い物支援お試しツアーなどの取り組んでいる事例を紹介してもらいました。

次に、奈良県葛城市。

市の概要についてですが、人口は3万7,851人、高齢化率は27.8パーセント、ここは相撲発祥の地であるということで、名所旧跡などが多いところでございます。

研修テーマ、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるまちづくりについて。

研修内容。葛城市は、2023年の住みよさランキングで全国34位、快適度12位、近畿地区では3位となっております。その中、平成28年では高齢者世帯・高齢独居世帯が3,784世帯でしたが、令和4年では4,668世帯と7年間で900世帯近く増加しています。

また、要介護・要支援認定者は平成23年が1,352人でしたが、令和4年では2,075人に増えております。さらに、閉じこもり傾向気味の方は24.2パーセントを占め、それらの緩和策として、自立支援に向けた運動プログラムと運動ができる場を立ち上げ、生活支援体制整備に取り組んでいます。具体的には、週1回の水中運動教室、同じく週1回のはつらつ健康教室、月1回の元気アップ教室のほか、理学療法士による全6回の運動講座やリハビリ専門職による週1回の元気アッププラス教室などです。

また、地域の介護予防リーダーの育成講座を開催し、現在15名の方が地域での運動教室の立ち上げや認知症カフェにて活躍しております。さらに、地域への支援策として、年2回運動指導士派遣、年1回歯科衛生士派遣、年1回栄養士を派遣し体力測定、認知症予防教室、リーダー交流会を開催しております。現在、居場所づくりとして設けられた地域運動教室は24か所、地域サロンは22か所にのぼり、体力測定会への参加者には、どの教室が最適かなどのアドバイスもしております。また、必要に応じて市が保険料を負担し、賠償行為を行う認知症個人賠償責任保険を令和3年から導入開始しているとのことでした。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） それでは、産業建設常任委員会行政視察研修の報告をいたします。

1. 研修年月日 令和5年7月26日、27日、28日でございます。
2. 視察研修先 北海道美唄市、芦別市、富良野市でございます。
3. 研修委員 中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二の4名でございます。
4. 随 行 職 員 議会事務局局長補佐石川保則さんをお願いしてございます。
5. 研 修 内 容

研修テーマは、美唄市産業振興計画についてでございます。

研修内容は、美唄市では、新たな時代の豊かさを創り上げ、地域資源を生かした産業振興を図るため、「いのちを育む食と農の振興」、「既存企業の事業継続力の強化」、「分野横断的な産業振興」の観点から、産業のあるべき姿を実現することを目的として本計画を策定しています。

市では、基幹産業である農業の振興を図るため、商工業との産業間の連携・推進する目的として経済部に「農商工連携担当参事」を令和4年度から設置し、地元農産物の付加価値向上や特産品等の新商品開発・販路拡大などの取組を啓発しています。

米、フルーツトマト、アスパラガス、ハスカップ等の農産物や「美唄やきとり」「とりめし」が生活と風土に根ざした食として地域内外から注目を集めていることによりアンテナショップが開設されています。また、市内で生産される農産物を活用し、新たな商品開発に関する研究等、販路開拓の取組にも支援をし、これまでハスカップや米粉、乾燥野菜等が商品化され、農産物・食品の熟成、長期間の鮮度保持、低温乾燥加工等により出荷時期の調節・販売ができることが評価されているとのことでした。新たな商品開発としては、地域おこし協力隊が市の特産品であるハスカップを地元の小学生とコラボし「ハスカップケーキ」として開発・販売、地元のお土産品としての販路拡大を目指しているとのことでした。市では市内商工業者が農業者等と連携し、商品開発、加工または販売までを実施する取組、また、農業者等が農協と連携し同様に実施する取組について「農商工連携推進補助事業」、「農産物ブランド化促進事業」としてそれぞれ支援していることにより、市のふるさと納税が年々増加につながっているとのことでした。

なお、返礼品の主なものは、米、アスパラガス等の農産品、焼き鳥などの加工食品となっています。

農商工連携や6次産業化の分野横断的連携については、継続的に取組をしていくために専門的な分野の試験研究機関等との連携は必要であり、新たな製品開発に取り組む事業者に対し、必要に応じて専門機関へつなげていくとのことでした。

北海道芦別市

研修テーマは、産業振興住宅確保奨励金交付制度についてでございます。

研修内容は、芦別市は、かつて炭鉱のまちとして栄えていましたが、昭和30年代以降急速に進んだ石炭から石油へのエネルギー革命により多くの鉱山が閉山し、ピーク時7万5,000人であった人口も年々減少しています。そのため、市では市内従業員の確保と住環境の向上並びに市内への移住・定住による人口増加の推進を図り、市内産業の振興と活性化を目的とした従業員の用に供する住宅を取得した中小企業者等に対し奨励金を交付しています。

制度創設の背景として、民間企業の慢性的な人手不足、単身向けの低廉な家賃のアパートが少ない、地方での生活は車の所有が必須なので高い家賃は払えない、本州企業及び地元へのヒアリングと人材派遣会社を営む方からのアドバイス、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のタイミングと重なることが挙げられます。制度設計に当たっては、自社従業員の用に供する施設であり、一般に貸与するものではないこと、建設に係る工事発注は市内の建設事業者に限定、シェアハウスのようなものではないこと、市内の空き家解消のため中古物件の取得についても対象としています。

施策の効果として、企業誘致の優遇施策としてのPR、就労のメリットとしての呼び水効果、早期離職の抑制、固定資産税収入の増加、地方交付税の増加が期待されているとのことでした。なお、奨励金の交付実績については、平成29年度が3件、令和元年度が1件、令和4年度が1件、合計5,491万9,000円の実績がありました。

また、市内に居住する新規学卒者、U・Iターンにより芦別市に移住した方が市内の事業所に就職し、交付対象者となる場合、「ふるさと就職奨励金交付制度」により奨励金を交付しているとのこと、手厚い支援を実施しています。実績については、平成28年度45人をピークに減少傾向ではありますが、一定数は維持しているとのことでした。

北海道富良野市。

研修テーマ、農業担い手育成センターによる新規就農者支援についてでございます。

研修内容は、富良野市では、少子高齢化による労働力不足、農家戸数、作付面積の減少が進んでいました。そのため、新規就農を希望する方の円滑な就農及び就農後の早期経営安定の促進を図るため、「富良野市農業担い手育成機構」を設立しています。

事業内容は、新規就農希望者及び新規就農者の育成及び確保に関する事業、新規参入者の研修習得状況の審査に関する事業、受入れ農業者への支援等に関する事業、研修先及び就農地の確保に関する事業、就農に関する全般的な指導・助言に関する事業、そのほか円滑な就農及び就農後の早期経営安定の促進に関する事業となっています。

さらに重点取組内容として、拠点施設の整備、経営者能力の養成、就農後間もない農家子弟の経営管理能力の向上、指導ができる農業者の確保・育成、新規参入者の受入れ及び育成プログラムの体系化、転出した農家子弟がUターン就農に興味を持つような情報発信、労働力を確保する方法の確立の具体化へ向けて取組を行っています。なお、担い手育成センターでは、主に補助事業等と施設の維持・管理、育成機構は主に受入れ（農地確保等）、育成を行っているとのことです。

新規参入者への支援として、育成機構独自のネットワークにより就農先農家や農業法人とマッチングを図り、一戸建て住宅及び寮タイプの住宅完備、資金貸付、研修期間中に就農候補地を選定し、事前に農地を確保、投資負担軽減の支援を行っているとのことでした。それぞれ課題もあるとのことですが、研修期間中は手当を支給し、持参金が減らないよう配慮、機構が取得した農地については就農時に継承させ、就農後5年間は貸し付け、その後売り渡す、地域関係者で育成部会を組織し、地域学習を行うなど時間をかけて技術習得を行っているとのことでした。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） 以上で各常任委員会の視察研修報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（小林 悟） 次に、日程第4、行政報告を行います。はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、ごみ処理広域化について申し上げます。

令和3年9月、秋田県が策定した「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」では、本市、秋田市及び八郎湖周辺清掃事務組合を広域化ブロックとすることで、ごみ処理施設の広域化・集約化を推進し、持続可能な適正処理を確保する方針が定められており、関係市町村が主体となって検討するとされております。

このため、7月12日に本市、秋田市及び八郎湖周辺市町村の担当者による「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化研究会」を設置し、関係市町村におけるごみ処理の現状及び課題の洗い出しなどの協議を行っております。

今後も関係市町村等との連携を図りつつ、ごみ処理の広域化に向けた協議を進めてまいります。

次に、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合に向けた検討状況について申し上げます。

人口減少を見据えた今後の消防力の維持・確保を図るため、昨年度から事務レベルでの「男鹿・湖東消防広域化研究会」を設置しており、広域化に向けた具体的な協議を行うとともに、両消防本部の現状と課題、今後の人員配置や施設整備等について、引き続き調査・研究を進めてまいります。

次に、消防操法大会について申し上げます。

7月30日に大潟村で開催された男鹿潟上南秋支部消防操法大会において、本市代表として小型ポンプ操法の部に出場した昭和支団第1分団が見事優勝いたしました。

8月19日には、秋田県消防操法大会が由利本荘市で開催され、支部代表として昭和支団第1分団と潟上市女性消防隊が出場し、日頃の練習の成果を披露しました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

本市における秋開始接種は、個別・集団ともに10月1日から実施を予定しており、現在の流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5に対応した1価ワクチンを用いることとしております。接種対象者は、初回接種を終えた生後6か月以上の全ての方であり、今後、接種券を順次発送いたします。

ワクチン接種を希望する市民の皆様が安心して接種を受けられるよう、医師会や医療機関と連携を図りながら、引き続き万全を期してまいります。

次に、企業誘致について申し上げます。

7月27日、東京都大田区に本社を置く「株式会社東横イン」と、本市へのホテル立地に関する基本協定を締結いたしました。同社は、46都道府県で事業を展開し、年間宿泊者2,000万人以上、客室総数7万室以上という、国内最大のホテル運営会社であります。

本市における宿泊施設の建設により、交流人口の拡大と観光振興が期待されるとともに、イベント開催時における域内経済効果が格段に上昇することに加え、大規模なスポーツ大会をはじめとする各種大会の誘致等も可能となります。

今後も本市へのホテル立地に向け、相互が協力し、円滑な事業推進に努めてまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

8月6日に「第38回飯田川鷺舞まつり」が4年ぶりに開催され、若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小学校児童による「子鷺」、そして水田の上を舞う鷺を優雅に表現した「親鷺」の舞が披露され、訪れた方々を魅了いたしました。

8月11日には「第55回八郎まつり」が開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、メイン会場であるJR大久保駅前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは、幻想的な世界を演出いたしました。

当日は、市指定無形民俗文化財である郷土芸能「新関ささら」の披露など、地域と一体となって行われたまつりに、会場からは大きな拍手が送られました。

本市夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2023」は、8月20日に開催され、市内外から約2万2,000人の方々が来場されました。

当日は、キャラクターショーやヤートセ選手権のほか、放送作家である元祖爆笑王氏のプロデュースによる「お笑いフェス2023」など、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめるイベントが繰り広げられました。

まつりの最後を飾る「花火ショー」では、約3,000発の花火が澄みきった夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた多くの方々に大きな感動を与えることができました。ご協賛並びにご協力いただきました皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、不妊治療費助成事業について申し上げます。

市では、少子化対策の一環として、これまでの一般不妊治療費と特定不妊治療費における自己負担分に対する全額助成事業に加え、県が本年から実施している「秋田県先進医療等不妊治療費助成事業」に伴う自己負担分についても、新たに「潟上市先進医療等

不妊治療費助成事業」による全額助成を7月から実施しております。

不妊治療費の助成については、多くの自治体において限度額が設けられていますが、本市では、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、自己負担分を全額助成することにより、治療方法の選択に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、通園バスによる無料送迎サービスの見直しについて申し上げます。

全園児の保護者を対象に実施した「園サービスにおけるアンケート調査」は、回収率約88.7パーセントで、無料送迎サービスをはじめ、市の子育て支援に対するご意見やご要望等が多数寄せられました。このうち「送迎サービスがなくても通園できる」との回答が約96パーセントとなり、「園バスに係る費用をほかの子育て支援サービスに振り向けてほしい」とする回答が過半数を超える結果となりました。このことを踏まえ、来年度に向けて、一部の利用者に限られている送迎サービスを廃止し、園利用者の公平性が保てるような新たな支援サービスの導入を検討してまいります。

次に、民間事業者による新規保育施設の開設について申し上げます。

本市では、民間事業者の参入を推奨し、保育の受け皿の拡充に取り組むなど、待機児童の解消に努めており、来年度、出戸地区において、民間事業者の運営による新たな保育施設が開設する見込みとなりました。この保育施設の開設は、国の保育対策総合支援事業費補助金の対象となることから、関係予算を本定例会に提出しております。

次に、公共施設の維持補修等に関する特定目的基金について申し上げます。

市では、公共施設総合管理計画に基づく公共施設の解体や集約化等を進めるに当たり、地方債を活用できない事業や施設規模による事業費の多寡から毎年度の事業量の平準化が困難になることを想定しております。このため、公共施設の解体や改修に係る一般財源所要額の増減を一定程度緩和し、健全で安定した財政運営を維持するため、今後、特定目的基金の設置を検討してまいります。

本定例会には、報告として、令和4年度潟上市健全化判断比率等ほか1件、議案として、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）ほか4件、令和4年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和5年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）6件、令和4年度各会計決算の認定、人事案件として、人権擁護委員候補者1名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。私の報告といたします。

以上でございます。

【教育行政報告】

○議長（小林 悟） 次に、教育長の教育行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

それでは、市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、東湖小学校と天王小学校の統合について申し上げます。

これまで3回の学校統合準備委員会を開催し、統合校の校名及び通学体制等についてご意見をお聞きしております。

潟上市は地域とともにある学校づくりを目指していることから、統合校の校名については、「地域や市内外の住民にとって親しみやすく、広く受け入れやすいこと」、「校名から地理的なイメージがわかりやすいこと」、「理由が明確であり、説得力があること」を基本的な考え方として、歴史的経緯や地理的な状況を踏まえ、さらには児童数の多い学校に児童数の少ない学校が吸収されるものではないことを確認の上、委員からの意見も参考として教育委員会会議及び総合教育会議で協議し、統合校の校名を「天王小学校」とすることとしております。

今後も、円滑な統合に向け準備を進めてまいります。

次に、都城市山田地区との小・中学生交流事業について申し上げます。

石川理紀之助翁による宮崎県都城市山田地区での農業指導が縁で始まった小・中学校との交流事業を7月に実施し、山田地区の小・中学生が本市を訪れ交流しました。小・中学生は、石川翁の偉業やその教えを共に学び、互いの地域のよさや互いの学校の取組を伝え合う学習を通して絆を深めることができました。今後も、次代を担う子どもたちに、自分の生まれ育った地域への愛着や誇り、地域社会の一員としての自覚を育むため、ふるさと教育を推進してまいります。

最後に、成人式について申し上げます。

8月15日、市民センター「かたりあん」を会場に「潟上市成人式」を開催いたしました。平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた対象者350人のうち、当日は204人が出席しました。式典では、代表者が「社会人として自分の行動に責任をもち、自分を磨き精進し、社会に貢献していきます。」と力強く誓いの言葉を述べました。成人式対象者の門出を心から祝福するとともに、ふるさと潟上に誇りをもち、輝かしい未来に向かって進むよう、エールを送ります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第6号 令和4年度潟上市健全化判断比率等について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第5、報告第6号、令和4年度潟上市健全化判断比率等についてを議題といたします。

報告第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第6号、令和4年度潟上市健全化判断比率及び潟上市公営企業資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

（1）健全化判断比率についてご説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、どちらも赤字額がございませんので、ハイフン「-」を記載しております。

実質公債費比率は6.7パーセント、将来負担比率は36.4パーセントでございます。これら4つの指標は、全て早期健全化基準を下回っております。

次に、（2）公営企業資金不足比率についてご説明いたします。

資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がございませんので、ハイフン「-」を記載しております。両会計とも経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、報告第7号 令和4年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第6、報告第7号、令和4年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

報告第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

報告第7号、令和4年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書につきましては、地方

公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いします。

令和4年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書の内容について申し上げます。

対象事業は、収益的支出の1款水道事業費用1項営業費用4目総係費の水道事業アセットマネジメント及び新水道ビジョン策定業務委託です。令和2年度から令和4年度までの3年間の全体計画の総額は2,890万8,000円、これに対し実績は2,593万3,600円です。差額297万4,400円は、請負差額でございます。

なお、本事業の財源は、水道事業収益でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7、議案第49号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第7、議案第49号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第49号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、ピンクの表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

本条例（案）は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書をスマートフォンにも記録することが可能となったこと等を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンによる印鑑登録証明書のコンビニ交付を可能とするものと、個人番号カードに記録された「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に名称変更するものでございます。

なお、この条例の施行日については、サービス開始日が地方自治体情報システム機構によるシステム改修後となるため、決定次第、規則で定めるものとしております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

暫時休憩したいと思います。11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時56分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、議案第50号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(小林 悟) 日程第8、議案第50号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第50号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長(佐々木 渉) それでは、説明資料の2ページをお開き願います。

本条例(案)は、老朽化により建物を解体することに伴い、潟上市昭和交流センターを廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の経緯及び内容についてご説明申し上げます。

潟上市昭和交流センターは旧羽城中学校の講堂で、昭和27年に建設、築70年が経過しており、老朽化が著しく、現在使用できない状況であり、解体することにいたしました。これに伴い、条例から「潟上市昭和交流センター」の関係部分を削除するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

参考として、位置図等を掲載しておりますが、場所は、昭和こども園裏で、潟上市商工会との間です。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番(佐藤義久) 教育部長、中、倉庫で使っているんでなかったですか。体育館の中、昔の講堂の中。

○議長(小林 悟) 佐々木教育部長。

○教育部長(佐々木 渉) ただいまのご質問にお答えいたします。

前は倉庫で使っておりましたけども、そちらの方と話がつきまして、そちらの方の部

分は今使っておりません。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） すいません、そちら、こちらと言われても、ちょっと。萱屋根を解体した部品、後に建設するからということで、そこを倉庫に入れたんでなかったですか。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） その先ほどのご質問の品物は、昭和の中央保育園の方に移しております。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） かなりの高額な費用、予算化されていると思うんですが、産業廃棄物で投棄しなければいけないと思うんですが、坪当たり何ぼとか、解体費用含めて数百万、ちょっと高すぎるなと思って今聞くとこです。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

解体費は、今回の補正の方に上げておりますけども、5,216万2,000円です。解体面積が延床面積、約1,300平米となっております。

以上です。

（「資料と違う」の声あり）

○教育部長（佐々木渉） それは建て面積ですので。2階部分もありますので、総床面積は1,300平米です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第9、議案第51号 潟上市B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第9、議案第51号、潟上市B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第51号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

本条例（案）は、市内体育館の一体的な管理の推進に向け、潟上市B&G海洋セン

ター体育館の指定管理者制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の経緯及び内容について説明申し上げます。

現在、本市では体育施設2施設に指定管理者制度を導入しております。B & G海洋センター体育館は現在、市直営で管理運営しておりますが、体育施設の指定管理期間の更新に合わせ、指定管理者制度を導入可能とするため、条例に指定管理に関する条項を追加するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

参考として、市内B & G施設の位置図を掲載しておりますが、そのうち今回、指定管理者制度の導入を検討している施設は、天王B & G海洋センター体育館です。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 指定管理制度を利用してこの施設を指定管理制度にすると。その目的は何でしょう。経費の節約なのか、考え方を改めて、この施設はB & Gから寄附をいただいて造ったものであるからということでこういうふうにするのか、市民の利用や、そんな公共の福祉に寄与しているものを、指定管理制度をやったからといってどれだけのメリットがあるのか。また一方では、指定管理制度の大きく公園とかそういうものをいろいろやっていますけれども、自治会館とかそういうものの指定管理制度をやっているのですけれども、いろいろ経費の節約だということで、燃料費・光熱費カットすると。さらには、公民館の分館活動を各自治会と一緒にするというのもやるということですが、この指定管理制度そのものの根幹が、どうもその時々の方の考え方が何か変わっているような気がするけれども、その辺については教育部長は関知しないと思うけれども、わかる範囲内で、市長でも副市長でも教育長でも答弁をいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまの質問にお答えいたします。

うちの方として体育施設の管理を一体化して指定管理に出すということですが、多様化する利用者ニーズに対し、公の施設の管理運営に民間の経営感覚を導入、同類の施設を一体的に管理することで、より効率的・効果的で機動性のある住民サービスの向上及び経費の節減などが期待できるものとして今回、B & Gの体育館の方も指定管理を行いたいと考えております。

○議長（小林 悟） 4 番戸田俊樹議員。

○4 番（戸田俊樹） 教育部長の段階での答弁で、業者のニーズで民間のいろんなノウハウを活用すると、それが市民の公共の福祉に浴するんだということはわかりますが、じゃあその指定管理制度をこういうスポーツセンターにも取り入れてプラス面を生かすということはわかるけれども、じゃあ他の指定管理制度は、並行して進められているような状況もあるので、相反すると。片方はやめようとか、片方はやる、これどこにどうという考え方があるんですか。その辺を市長、教育長、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、先ほど教育部長が答弁されたように、民間のノウハウを活用して経費の節減だったり管理を効率化するということが最大のメリットでございます。今回その体育施設以外にも鞍掛沼公園であったり、天王温泉くららであったり、ブルーメッセであったり、そういったものが現在指定管理者制度を導入してございます。先ほどご質問にあった自治会館につきましては、当初、地元の自治会が管理することで、そういった管理経費の削減を図れるのではないかとということで、当初、指定管理者制度を導入しておりましたが、自治会で管理するものですので、ほかの集会施設とバランス等も考えて、指定管理者制度を市の直営の管理に変更してきているということもあります。そういったことも踏まえまして、指定管理者制度導入に当たっては、こういった形が一番市民サービスが向上するののかということ念頭に置きながら、この制度については検討を進めているところでございます。

○議長（小林 悟） 戸田俊樹議員。

○4 番（戸田俊樹） 部長言うとおりの、過去の指定管理制度で自治会館等については経費の節約や、その自治会において有効活用し、収益があればそれを維持管理費の方に回すということはわかりますけれども、今般、いろいろな話、市民からの声では、話がちょっとずれていってるから、ちょっとまずいかなと思うけども、この機会でないと言言する機会がありませんので、公民館運動というものについて市はどう考えているのか。要は天王本郷会に対して、分館と統合せよと。いずれことぶき荘に分館があること自体がおかしいのだと。これは市当局の担当者が過去の経緯を知らないままに、二田地区も湖岸地区もみんなそのような形で自治会の助成金・補助金をカットし、分館活動の一翼も一緒にしてしまうと。そうすれば2つを一緒にすれば経費が節約なるというふうな指

定管理制度ということであれば、本末転倒です。その辺を理解できないのであれば、大変これはゆゆしき問題だと私は思うわけです。市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員のご質問にお答えいたします。

現在提出している条例については、そういった指定管理も検討していける、可能とするために改正する条例でございます。

当然のことながらB/Cだけではなく、地域にとっての施設の在り方、そういった効率性、効果、そういったものを今後検証しながら施設の管理については検討していきたいと思っております。

一方で自治会組織、ご質問にあったとおり、現在、地域の自治会、分館活動の見直しと申しますか、組織の見直しの検討をしております。この件につきましては、コストであるとかそういったことだけではなくて、今後の地域の在り方、そしてまた、地域活動の担い手、そういった確保していく上で非常に人口減少下、少子高齢化を迎える中で、この自治会活動、公民館活動、こういったものも一体の組織として活動できるのかと、あくまで分館機能をなくすというわけではなく、統合した形で地域活動を活性化していけないかということで現在検討させていただいております。

あわせて、施設名称についても、そういった市内の集会所、ことぶき荘だとかいろんな名称ありますけれども、この件については施設の名称を統合して、しっかりと維持管理の方は市として行っていきたいという考えの下で現在各地域に対して説明等を行っている次第でございますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第52号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第10、議案第52号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第52号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

本条例（案）は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、改正法を引用している市条例の関係部分を整備するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託とします。

【日程第11、議案第53号 渦上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第11、議案第53号、渦上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第53号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

本条例（案）は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことを踏まえ、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす旨を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、研修修了予定者の要件を「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を終了することを予定している者」とし、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置を無期限化するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） この条例改正は、今説明あったわけですが、健全な児童を育成するというので、いわゆるざっくり言って学童保育のことで条例を変えて、そのフォローする方々を2年以内にうんぬんということだと思いますが、その内容そのものは法律改正によってこうしていかなきゃならないと。ただ、学童保育という全体をパッケージで捉えた場合において、非常に親御さんたちも忙しい最中の中で、学童保育に子どもたちを預ける、お願いするケースが非常に増えてきていると思うんです。全市的にやっています、各随所にね。私、ずばり申し上げますけれども、その環境がどうなのかなということもちょっと触れさせてもらいたいんです、実は、この機会に。

今年は皆さんご案内のとおり、ことのほか非常に暑い日が続きました。もう30度、35度、連日ね、7月から。当然子どもたちも学校終わってから学童クラブに行って、そこでいろいろな時間を送ると、健全に。しかしながら、行政側として、それぞれ何十箇所あるのかな、その環境が良好だと、こういう天候とか状況の中でも。そういうことをちゃんと把握されているのかどうかということ、この際、全体くくりの中でお尋ねしたいなど。いくらこういうふうなここを変えても、その対象となるべき子どもたちが健全だということを感じながら健全に時間を送らないと、むしろ一番の大事なところが抜けているわけで、私の聞いている範囲、はっきり言って子どもたちの人数に合わせて冷房施設が弱くて、暑くていられたもんじゃないと、こういう悲鳴が上がっていますよ、ある学童保育では。これ行政の関わっているところで。そういうことをあなた方は把握していますか。まず、これ直す前に、そういうことをきちっと、基本の「き」をやっていかないと、子どもたちが熱中症で倒れたとかなんか起きたときに、保障問題までいっちゃうよ。もう完全に親も子どもも悲鳴上げているから、そういうことをまず把握しているのかどうか。直接関係ないって言いたいでしょうけれども、こういう切り口でないと、なかなか聞けないので。ないとすれないでいい。とすれば、また私聞き方ありますから、どうですか。

○議長（小林 悟） 櫻庭福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（櫻庭 仁） ただいまのご質問に対して、報告を受けている範囲でお答えしたいと思います。

ただいまの事案、例は、本市の児童クラブの中で夏場の冷房環境が適切でないような話として今、質問、そういったところがあるのかという質問だと思いますが、今、私のところには、ある1つの小学校に併設している児童クラブにおいて、冷暖房機が2台あ

るうちの1台が、ちょっと具合が悪いという報告を受けまして、早々に担当職員が現場を確認して、その冷房機器を補修する方向で今動いているということを私のところでは報告を受けております。

なお、他のそれ以外の冷房の環境については、特に私のところには報告は来ておりませんが、いかんせん外部委託しておりますが、子どもさん方を預かっている以上は、やはり市の方からもその委託先の担当者から報告あった際には、直ちに現場を確認するように私の方からも指示していますし、対応していると考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私が言おうとする意図、伝わったと思います。そういうことがやっぱりないように、今後。今は、夏も終わって、今、秋口に入っているわけですから、2つあるうちの1つがそういう状態だということが明らかになりました。直接関わりないということで、今、局長も議長も頭かしげていますけども、議会ですから、質疑して駄目だということもないので、こういう問題を私方は申し上げるために議会に来るし、議会議員として活動しているわけですので、担当部長、今後、二度と再びこのようなことがないように、ないように、きちっとしてほしいと思います。市政協議会の時にあれでしょう、昭和の保育園のことも私しゃべったでしょう、お話したでしょう。結果的に、今やらなきゃならないで、もう夏終わるの。そういう後手後手じゃなくして、きちっとやるという、むしろ普通に並行してやっていく、怠りなくやるということ、この際申し上げ、お願いしたいと思います。

質問を終わります。

以上。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 恐れいます、それこそ今まで延長保育というものを放課後児童クラブ育成事業とするのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（小林 悟） それは・・・

○1番（菅原理恵子） ごめなんさい、私、勘違いしていました。

○議長（小林 悟） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第54号 令和4年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について】

○議長（小林 悟） 日程第12、議案第54号、令和4年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

議案第54号について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） それでは、議案書の16ページをお開き願います。

令和4年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

令和4年度潟上市水道事業剰余金処分計算書の内容についてご説明いたします。

未処分利益剰余金1億5,191万5,129円のうち、2,000万円を資本金に組入れするものでございます。処分後の残高1億3,191万5,129円は、繰越利益剰余金として5年度に繰り越します。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 資本金の組入れということで、△2,000万出てきたんですが、全体的に億単位の剰余金等々ある中で、2,000万というカウントされた根拠、理由というのは何なのか。こういう事業というのは、今回、決算で様々の資料が出ていますけれども、実質やっぱり帳尻合わせしているというか、あちこちから引っ張り出したりしてものやっていますよ、これ見ればわかりますけれども。そういう中で、この2,000万というのは、どういう意図と、どういう根拠に裏付けされているのか、明確にお答えいただきたい。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この2,000万円ですけれども、建設改良積立金を使用して建設改良に使用したものでございまして、それを資本費に組入れするということが2,000万円となっております。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 部長、いいですか、2,000万、建設改良費の中だと。資本金収支の

構成等々のそれを拝見いたしますと、14億2,000万と、全体の予算収支からいっても歳出部分だけでも14億2,000万も出ている。こういう中で残高分、いわゆる剰余金という形の2,000万でしょうけれども、だからこの2,000万にした基準、根拠というのは、多いのか少ないのかは別としても、この部分がなぜこの金額にしたのかと、そのことを答えてないですよ。資料の28ページ見てください。決算意見書の。これからいくと、なぜ2,000万なのかなということ私どもは疑問に思う。ですから、その根拠というものをきちっと示してほしいと申し上げているのです。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまの質問にお答えいたします。

資本的収支の方ですけれども、収入に対して支出の方が多くなっておりますので、その補填財源として過年度の損益利益剰余金と当年度分の損益勘定留保資金と建設改良費2,000万円を充てて補填財源としているということでございまして、過年度分の剰余金を全部使って、そのほか当年度分と足りない分を建設改良費の積立金を取り崩して補填したということでございます。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私が申し上げたいのは、水道会計、企業会計というのは、部長も担当の方も一番承知だと思いますけども、常に収入不足の中で予算構成されている。これ基本わかっていると思います。これも1億、2億単位の話じゃないんですよ。少なくとも2億以上の収入不足分というものが惹起してきている、4年度決算見ても。これわかりますよね、資料として出ていますから。その部分において、その不足した部分というのは、例えば当年度の消費税の収入地方税分、例えば500万だとか過年度の損益勘定留保資金5,600万だとか、あるいはまた、損益勘定留保分の資金1億9,000万とか、こういう中で構成されていて、なおかつ結果的に2,000万を建設改良費の部分として減額の処理をするというのは、いかがなものかなと。もうそもそもこれ不足しているんですよ。ただ、一見見れば、資金が潤沢にあって、そして2,000万なら2,000万、当面措置をし、そして次なる事業なり企業会計の方に入れていくと受け取られかねないですよ、これ。ですから、現実の決算とこれを比較した場合において、非常に私どもはわかりにくい。ですから2,000万というのは、その根拠というのは何なのか。これ、2,000万でなければならないということなんですか。そうでないでしょう、これ、現実には2億5,000万も全体的に不足しているわけですから。その点どういう見解を持っています。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道事業の4条の資本的支出については、収入に対して常に支出の方が多くなっているということで、補填財源を留保資金であれ、建設改良積立金であれ補填しているということで、現在、建設改良積立金はこの2,000万円を使う前は1億8,500万円の積み立てをしております。ですから、未処分利益剰余金が多い場合には、建設改良費に積み立てて、このような場合に使うように寄せてあるということでございます。ですから、必ず2,000万円でなければいけないということではございませんけれども、これを経理上、どのお金を補填するかというのは、こちらの方の裁量で決めさせていただいておりますので、経理上、留保資金を充てて、足りない部分は建設改良費を充てるといようなことで処理しております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会へ付託いたします。

【日程第13、議案第55号 令和5年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について から 日程第19、議案第61号 令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第13、議案第55号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから日程第19、議案第61号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第55号から議案第61号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の6ページをお開き願います。

議案第55号から議案第61号までの令和5年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計の補正予算の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

1の一般会計は、補正前の額154億8,600万2,000円、補正額7億2,547万7,000円の追加で補正後の額を162億1,147万9,000円とするものでございます。

前年度9月補正後の予算との対比は7,724万円、0.5パーセント増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が5,937万円、一般財源が6億6,610万7,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次の7ページをお願いいたします。

2の特別会計の補正額は、(1)国民健康保険事業356万8,000円、(2)後期高齢者医療160万9,000円、(3)介護保険事業1億544万8,000円、(4)豊川財産区25万円でございます。

3の公営企業会計の補正額は、(1)水道事業19万1,000円、(2)下水道事業430万円でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業、4月の降霜による被害を受けた果樹農家への支援事業、令和4年度決算額確定に伴う決算剰余金の財政調整基金への積立、国県支出金の精算等について計上するものでございます。

I「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業についてご説明いたします。

1「稼げる力」の創造の(1)農業生産振興事業434万6,000円のうち、①復田対策推進支援事業費補助金418万6,000円は、ブロックローテーション等に取り組む農業者を支援するため、復田した際の漏水・均平対策等の生産性向上に必要な機械導入を緊急的に支援するものでございます。

②夢ある園芸産地創造事業費補助金16万円は、戦略作物等の産地化と収益性の高い農業経営の確立を図るため、必要な機械・施設の導入を支援するものでございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。

(2)担い手の育成・確保事業245万円のうち、①ドローンオペレーター育成費補助金30万円は、農作業の省力化や低コスト化を推進するドローン操作の資格の取得を支援するものでございます。

②低コスト技術等導入支援事業費補助金215万円は、農業者所得の維持・向上のため、スマート技術等を活用した省人化・低コスト化に必要な機械・設備の導入を支援するものでございます。

(3)鳥獣被害対策実施隊ユニフォーム導入事業40万3,000円は、公的な有害鳥獣捕獲活動と狩猟との区別化や隊員の士気高揚・意識醸成のため、活動時に着用する県統一

ユニフォームを支給するものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

(4) 中小企業等稼げる力創出事業1,000万円は、事業者の売上げ向上等により安定的な経営を図るため、事業の多角化や生産性の向上などの取組を支援するものでございます。

2の「支える力」の創造の(1)はじめての潟上暮らし応援事業700万円は、移住者の生活の早期安定を図り、市内への定住を促進するため、移住に伴う費用の一部を助成するものでございます。

(2) 地域介護・福祉空間整備等補助事業1,474万8,000円は、施設の老朽化への対応や施設利用者等の安全確保のために、認知症高齢者グループホーム等の改修を行う事業所に対し補助するものでございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

(3) 保育所等整備費補助事業2,211万4,000円は、待機児童解消に向け、民間事業者の参入を促進するため、新たに保育所等を整備する事業者に支援するものでございます。

(4) 認定こども園設備改修事業455万9,000円は、就学前教育・保育の充実のため、市内の教育保育施設を改修するものでございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

Ⅱの降霜被害を受けた果樹農家への支援の(1)晩霜害からの果樹産地復旧支援事業416万8,000円は、令和5年4月の降霜により被害を受けた果樹農家の営農継続を支援するため、霜害回避に向けた設備整備に要する経費を補助するものでございます。

Ⅲ その他の(1)財政調整基金積立金4億8,862万6,000円は、令和4年度決算剰余金の2分の1を基金に積み立てるものでございます。

(2) 国庫支出金の精算1億2,479万7,000円は、令和4年度国庫補助事業の実績が確定したため、精算により余剰分を返還するものでございます。

次のページ、13ページをお願いいたします。

(3) 公共施設解体事業5,216万2,000円は、公共施設の適正な管理と市民の安全を図るため、老朽化した昭和交流センターを廃止・解体するものでございます。

このほか、繰越明許費の補正1件、地方債の補正4件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

お諮りします。お昼のため休憩したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議がないようですので、休憩に入りたいと思います。再開は1時半としたいと思います。宜しくお願いいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第20、認定第1号 令和4年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について から 日程第29、認定第10号 令和4年度潟上市下水道事業会計決算の認定について】

○議長（小林 悟） 日程第20、認定第1号、令和4年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、認定第10号、令和4年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第1号から認定第10号までについて、当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の14ページをお願いいたします。

認定第1号から認定第10号までの令和4年度各会計決算の概要についてご説明いたします。

1 一般会計は、歳入決算額172億5,949万7,000円、歳出決算額162億4,595万7,000円、歳入歳出差引額は10億1,354万円で、令和4年度への繰越財源3,628万8,000円を差し引いた実質収支額は9億7,725万2,000円でございます。

次に、2 特別会計の（1）社会保障関係でございます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額33億729万1,000円、歳出決算額32億5,922万円、実質収支額は4,807万1,000円でございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額3億8,679万7,000円、歳出決算額3億8,518万7,000円、実質収支額は161万円でございます。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定は、歳入決算額40億4,040万1,000円、歳

出決算額38億5,324万6,000円、実質収支額は1億8,715万5,000円でございます。

介護サービス事業勘定は、歳入歳出決算額ともに908万円でございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。

(2) の特別会計の豊川財産区特別会計は、歳入決算額164万4,000円、歳出決算額111万4,000円、実質収支額は53万円でございます。

下虻川財産区特別会計は、歳入決算額37万6,000円、歳出決算額22万4,000円、実質収支額は15万2,000円でございます。

和田妹川財産区特別会計は、歳入決算額85万2,000円、歳出決算額74万円、実質収支額は11万2,000円でございます。

飯塚財産区特別会計は、歳入決算額98万6,000円、歳出決算額68万3,000円、実質収支額は30万3,000円でございます。

3 公営企業会計の(1) 水道事業会計は事業収益5億3,621万2,000円、事業費用5億3,565万5,000円、当年度純利益は55万7,000円でございます。

資本的収入額は6億728万9,000円、資本的支出額は8億712万8,000円、資本的収支額は、マイナス1億9,983万9,000円でございます。

(2) 下水道事業会計は事業収益9億7,805万1,000円、事業費用9億6,594万9,000円、当年度純利益は1,210万2,000円でございます。

資本的収入額は5億4,127万8,000円、資本的支出額は7億9,418万円、資本的収支額は、マイナス2億5,290万2,000円でございます。

次に、一般会計決算の大綱についてご説明いたします。

お手元の「潟上市主要施策成果説明書」をお願いいたします。

3 ページをお開き願います。

(1) 令和4年度一般会計の決算状況についてご説明いたします。

中段の表になります、ロ. 歳入の主なものは、市税が29億946万9,000円、地方交付税が65億1,658万8,000円、国庫支出金が29億5,427万8,000円、県支出金が10億1,689万8,000円、繰越金が10億9,103万8,000円、市債が4億8,991万5,000円でございます。

ハ. 歳出(性質別)の主なものは、人件費が25億1,132万円、扶助費が32億1,805万5,000円、公債費が18億3,089万6,000円、投資的経費が10億417万8,000円でございます。

5 ページをお願いいたします。

(3) 主要施策の状況についてご説明いたします。

主な投資的経費は、若竹幼児教育センター空調設備改修事業8,463万2,000円、二田追分線改良事業2億4,704万円、大清水下谷地線舗装補修事業1,942万1,000円、上北野線改良事業3,625万4,000円、道路メンテナンス事業2,961万6,000円、白洲野公民館線舗装補修事業3,166万6,000円、除雪機械購入事業3,355万円、出戸小・飯田川小・天王中給食室設備改修事業3,344万7,000円、追分小学校教室改修事業1,647万2,000円、市民センター昭和館・飯田川館空調設備改修事業4,318万4,000円、スポーツによる地域活性化プロジェクト応援事業9,910万円、災害復旧事業884万1,000円でございます。

次に、主なソフト事業は、支える力！かたがみ生活応援給付金事業1億7,330万1,000円、省エネ家電等買い替え助成事業7,350万3,000円、かたがみ未来子育て応援事業1,241万1,000円、学校給食費負担軽減事業123万7,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業1億8,576万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業8,839万7,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業3,500万6,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業130万7,000円、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業5,213万7,000円、トラック運送事業者燃料費高騰緊急支援事業246万8,000円、介護保険施設エネルギー価格高騰対策事業1,081万8,000円、農業生産エネルギー価格高騰対策事業3,022万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業2億502万8,000円、コンビニ交付導入準備事業1,551万5,000円、税のコンビニ納付導入準備事業2,892万4,000円、保育支援システム導入事業1,735万7,000円、除排雪事業1億9,645万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで説明を終わります。

【日程第30、令和4年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告】

○議長（小林 悟） 日程第30、代表監査委員より、令和4年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。令和4年度各会計決算の審査結果について、監査委員を代表して報告いたします。

はじめに、一般会計と特別会計の決算審査の結果について申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数は概ね正確であると確認いたしました。

また、決算内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると認められました。

総括意見といたしまして、令和4年度は本市の基幹収入である市税の収納率がこれまでで最も高くなったほか、収入未済額がこれまでで最も少額となりました。令和5年度からは債権管理条例が施行されていることから、市税及び公課の未収金を効率的・効果的に回収し、引き続き滞納額の縮減に努めるとともに、納付者との公平性を維持しながら、今後も財政運営の基盤となる歳入の安定確保に努めていただきたいと思います。

本年5月、新型コロナウイルスは感染症法上の位置付けが5類に移行し、3年余り続いた新型コロナウイルス感染症をめぐる対応は大きな節目を迎えました。同月の内閣府月例経済報告では「国内の景気は緩やかに回復している」とし、先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待される」としております。

感染拡大以降、初めて「回復」という表現が用いられ、流行直前の令和2年2月と同様の判断がなされました。

しかし、地方の経済状況は、依然として厳しく、国による新型コロナウイルス感染症対策経費が大きく減少した後には、地方創生臨時交付金のような特別な財源措置がなくなるなど、財政の構造が平時に戻ることが想定されます。

現下の課題である物価高騰への対応に取り組むとともに、活力ある持続可能な地域社会の実現に向け、公共施設等の計画的な集約化や長寿命化対策を増進するとともに、ごみ処理、し尿処理の広域化については、関係市町村と連携を図りながら協議・検討を進めていただきたいと思います。

今後も安定した歳入の確保と事業精査及び各種補助金・負担金などの見直しによる歳出削減を図りながら、市民が安心して暮らすことのできる行政運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、令和4年度公営企業会計の決算審査の結果について報告いたします。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算報告書及び財務諸表等は、関係法令に基づいて作成されており、経営成績及び財政状況は適正に示されているものと確認いたしました。

水道事業会計の総括意見といたしまして、給水状況は前年末と比較して給水戸数は58戸増加しているものの、給水人口は668人減少しており、過去5年で最も少なくなっております。有収率については83.8パーセントで、前年度と比較し2ポイント増加、令和3年度全国平均の81.3パーセントを上回る状況となっております。

引き続き、安定した経営を維持するため、施設の維持管理と有収率の向上に努めていただきたいと思います。

また、水道事業の根幹を成す使用料の徴収については、さらなる収納率の向上を目指すとともに、回収努力を尽くしても回収の見込みがない債権については、その管理継続による事務負担を軽減し、回収可能な債権の管理に集中することができるよう、債権管理条例の下、取り組んでいただきたいと思います。

水道は、市民生活や社会経済生活の基盤として必要不可欠なものであり、安全で良質な水道水を供給するためには、長期的に安定した経営が求められます。足下の経済動向にも注視しながら、公営企業の基本原則と、その本来の目的である公共の福祉増進に資するため、一層の企業努力に努めていただきたいと思います。

続きまして、下水道事業会計の総括意見といたしまして、財務比率は昨年度と比較して全ての項目で改善が見られましたが、引き続き多くの項目について基準値を下回っております。しかし、農業集落排水施設が公共下水道に接続されたことなどから、今後、施設維持管理費削減が見込まれます。

引き続き、潟上市下水道事業経営戦略による経営状況や財務の分析、長期的な投資・財政計画を基に経営の安定化に努めるとともに、社会情勢の変化にも対応しながら持続的な下水道事業が行われるよう努めていただきたいと思います。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について申し上げます。

各比率算定の基準となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認いたしました。

改善された事項もあり、全ての比率で早期健全化基準未満となっております。

今後も長期的展望の下、健全で安定した行財政運営を期待いたします。

以上で報告といたします。

○議長（小林 悟） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第31、予算決算特別委員会の設置について】

○議長（小林 悟） 日程第31、予算決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第54号から議案第61号までについて及び認定第1号から認定第10号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第61号まで及び認定第1号から認定第10号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第32、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第32、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算決算特別委員会の委員長には15番菅原龍太郎議員、副委員長には10番鈴木 司議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算決算特別委員会は9月19日及び29日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月19日から22日までに詳細審査することにいたしますので、ご報告いたします。

【日程第33、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長(小林 悟) 日程第33、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

諮問第2号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長(鈴木雄大) それでは、本日配付いたしました議案書の35ページをお願いいたします。

これからご説明する候補者につきましては、議案書の裏面に略歴がございますので、適時ご覧ください。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 潟上市天王字追分西99番地5

氏 名 佐藤伸子

生年月日 昭和37年10月15日

令和5年9月8日提出 潟上市長 鈴木雄大

以上の候補者について諮問するものでございます。

ご意見がございましたら宜しくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 諮問第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第2号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月14日木曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でございました。

午後 1時52分 散会